

鳥羽市中小企業振興資金 融資を希望される方に！

下記の証明書を、申し込み時に提出してください。

1. 資産証明書
2. 完納証明書（市税） 市役所税務課で発行
3. 所得証明書
4. 青色申告をされている方は、所得証明書は必要ありませんが、確定申告書（市税務課で発行）と決算書の写しを添付してください。
5. 法人については、会社定款、決算書（付属明細）、営業許可書の写しを添付してください。
6. 保証人は、2名以上必要です。（市内の人）
7. 担保は、必要と認めるときは、徴収します。
8. 印鑑は、実印を使用してください。
9. 運転資金の融資を希望される方は、申込書の事業計画のところは、記入不要です。
10. 設備資金の場合は、所要資金の2割以上を自己負担するものとする。

融 資 制 度

資金用途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間 (措置)	返済方法
設備資金 又は 運転資金	各資金とも 最高 4,000,000 円	変動金利 ・長期プライムレート より - 0.5% 信用保証付きのもの ・長期プライムレート より - 1.0% 保証料 ・保証協会の定める 保証料	設備資金 84 か月 (12 か月) 運転資金 60 か月 (6 か月)	元利月賦

